

医人 第226号
令和7年6月6日

県内各訪問看護ステーション管理者 様

埼玉県保健医療部医療人材課長
飯澤 真人（公印省略）

複数人訪問費用補助事業（公的医療保険を利用する訪問看護）について（通知）

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、県では、複数名の訪問者による訪問看護を行うことを容易にし、もって訪問者の安全を図り、離職防止に資するため、標記補助事業を実施しますのでお知らせします。

この補助事業についての概要は、裏面に記載のとおりです。

また、補助事業の詳細（書類の様式等を含む）については、当課ホームページに掲載しておりますので、補助金の交付を検討される場合は、必ずよく御確認ください。

なお、今後、本事業について要綱改正等、周知が必要なことが発生した場合は、当課ホームページに掲載します。

さらに、本事業の事前協議要領については、手続きの簡素化に向けて変更を行いました。

令和7年1月31日医人第601号により当該変更について県内各訪問看護ステーション管理者様宛てに通知しておりますので、改めて御了知のほどお願いいたします。（別添参照）第三者の意見書が提出できない特別な場合は個別対応・協議いたしますので、下記まで御相談ください。

当課ホームページは Google などで検索

訪問看護の充実 埼玉県

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/houkan.html>



担当：看護・医療人材担当 鈴木

電子メールアドレス：a3560-01@pref.saitama.lg.jp

電話：048-830-3543

【複数人訪問費用補助事業（公的医療保険を利用する訪問看護）の概要】

1 補助対象となる事業者

埼玉県内に所在する訪問看護を行う事業所を設置している事業者で、「2」に記載の補助対象事業を行う者。

2 補助対象事業の要件

- ①公的医療保険を利用する訪問看護利用者による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため、複数名の訪問者（以下「複数人」）による訪問看護を行うことに利用者とその同居家族等の同意が得られないことについて相当の理由があり、診療報酬の加算が適用できない場合に複数人で訪問すること。
- ②訪問看護利用者の同居家族（同居人を含む。）による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため複数人で訪問すること。
- ③①及び②の複数人の訪問看護を複数の事業者が共同して行うこと。

3 補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 補助金の額

診療報酬で認められる加算の額に10分の9を乗じた額に、複数人による訪問看護を行った回数を乗じて得た額（10円未満切り捨て）。

※ 補助金額の例（訪問1日当たり）（同一建物内1人又は2人の場合）

看護師＋看護師による複数人訪問 $4,500円 \times 0.9 = 4,050円$

5 補助金の事務手続き（当課ホームページに掲載してある様式を使用して書類作成）

- （1）補助金の交付を希望する場合は、当課ホームページに掲載してある様式を使用し、令和8年2月末日まで（厳守）に、事前協議書を提出してください。※3月に暴力行為等が発生した際は別途御相談ください。
- （2）事前協議の結果、知事が補助を認めた場合、補助金交付対象である旨回答します。
- （3）交付申請書に事業計画書等を添えて知事に提出してください。
- （4）知事は交付申請書に基づいて、交付決定します。
- （5）令和8年3月31日時点の実績報告書を作成し、知事に提出してください。
- （6）知事は実績報告書に基づいて、補助金の額を確定します。
- （7）確定した額の補助金を知事に請求してください。
- （8）知事は請求に基づいて補助金を交付します。

6 その他

本事業の事前協議要領については、手続きの簡素化に向けて変更を行いました。

令和7年1月31日医人第601号により当該変更について県内各訪問看護ステーション管理者様宛てに通知しておりますので、改めて御了知のほどお願いいたします。（別添参照）

参考

医人 第 601号
令和7年1月31日

県内各訪問看護ステーション管理者 様

埼玉県保健医療部医療人材課長

千野 正弘（公印省略）

複数人訪問費用補助事業（公的医療保険を利用する訪問看護）事前協議要領の改正
について（通知）

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、県では、複数名の訪問者による訪問看護を行うことを容易にし、もって訪問者の安全を図り、離職防止に資するため、標記補助事業を実施しております。

今回、補助金利用促進のため、事前協議要領を改正しました。

要領改正内容（概要）は、裏面（チラシ）に記載のとおりです。

改正後の要領（詳細）は当課ホームページから御確認ください。

また、補助事業の詳細（書類の様式等を含む）については、当課ホームページに掲載しておりますが、補助金の交付を希望される場合は、まず下記担当まで御相談ください。

当課ホームページは Google などで検索

埼玉県 訪問看護の充実

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/houkan.html>

※事前相談（事前協議）の電子申請・届出サービスの URL はこちらです。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85485

下の QR コードからもアクセスできます。



担 当：看護・医療人材担当 鈴木

Email：a3560-01@pref.saitama.lg.jp

電 話：048-830-3543

令和6年12月から

複数人訪問費用 補助事業補助金

が申請しやすくなりました！



この度、複数人訪問費用補助事業（公的医療保険を利用する訪問看護）補助金の申請が簡便になるよう事前協議実施要領の見直しを行いました。今回の改正のポイントは以下の3点です。

- ① ケアマネージャー等が作成した意見書の提出も可能となります！**
補助金の実績報告時に「主治医の意見書」を求めていましたが、今回の改正で、主治医以外（ケアマネージャーや相談支援専門員等）によって作成された意見書でも提出可能とします。
- ② 前述①の意見書を省略できます！**
サービス担当者会議で複数人訪問の必要性（暴力行為等が原因のものに限る）があり、かつ診療報酬の加算が困難であることを協議した会議録等の写しがあれば、前述①の意見書に代えることができます。
- ③ 事前協議書の提出がオンラインでもできます！**
補助金申請前に事前相談として事前協議書の提出を求めています。電子申請・届出サービスで事前協議の電子申請ができるようになりました。
※ 詳しい変更箇所は埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県 訪問看護の充実

検索



埼玉県マスコット
コバタン&さいたまっち

暴力行為等の恐れがあるとき（暴力行為等の発生前）も補助対象になります。
看護師以外の准看護師、看護助手、事務職員や弁護士との複数人訪問も補助対象です。

暴力行為等の恐れがある方の契約の際の重要事項説明書の説明時や契約解除時の複数人訪問の際にも、補助金をご利用ください。

暴力行為等が発生する前に、複数人訪問を実施する前に下記問合せ先に御連絡ください！

【問合せ先】

- 診療報酬について 埼玉県保健医療部医療人材課
- 介護報酬について 埼玉県福祉部高齢者福祉課
- 居宅介護について 埼玉県福祉部障害者支援課

- ☎ 048-830-3543
- ☎ 048-830-3254
- ☎ 048-830-3317

- ✉ a3560-01@pref.saitama.lg.jp
- ✉ a3240-11@pref.saitama.lg.jp
- ✉ a3300-06@pref.saitama.lg.jp



コバトン&さいたまっち



怖い、不安など困ったときは、まずはお電話ください。

埼玉県医療機関等 暴力・ハラスメント相談センター

患者やそのご家族などからの暴力や暴言、ハラスメント行為などでお困りの際は、お気軽にご相談ください。

怒鳴られたり、
叩かれたりする。

居座って、
帰ってくれない。

無理難題を
言われる。

卑猥なことを言われた、
手を握られた。



相談対象

県内全ての医療機関等

(病院、診療所、歯科診療所、
薬局、認定・栄養ケアステーション、
施術所、助産所の職員等)

相談内容

患者、患者家族等からのハラスメント、
暴力行為、迷惑行為等への対応方法
など(相手との接し方や警察への通報
時の留意点など)

相談先電話

☎ 048-783-5224

※WEBからもご相談いただけます

<https://wcan-media.com/email-consultation-saitama1/>

※相談料：無料(通話料は有料)



相談時間

月～金曜日 9:00～19:00

(ただし、祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く)

※WEBからのご相談は24時間毎日受付

委託元

埼玉県

受託運営

株式会社ウィ・キャン

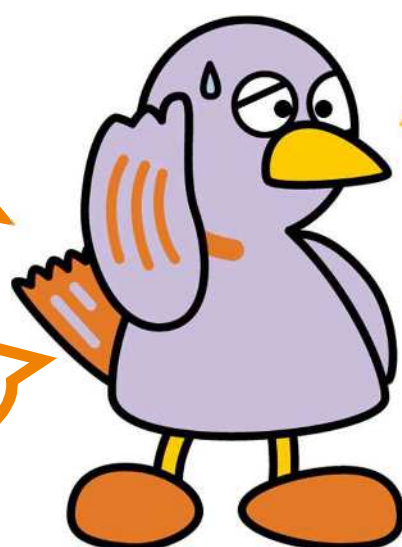
怖い、不安など困ったときは、まずはお電話ください。

埼玉県介護・障害福祉事業所等 暴力・ハラスメント相談センター

利用者やそのご家族などからの暴力や暴言、ハラスメント行為など
でお困りの際はご相談ください。

利用者から
怒鳴られたり、叩かれ
たりしている

利用者から
卑猥な言動をうけた



利用者家族から
無理難題を言われ
困っている

利用者家族から
誹謗中傷された

埼玉県のマスコット「コバトン」

相談対象

県内の訪問介護・訪問看護事業
所や、介護施設、障害児者施設
の職員等

相談内容

利用者・利用者家族等からの暴力・
ハラスメント等に対する対応方法など

連絡先

☎ 048-783-5263

※WEBからもご相談いただけます(QRコードから)



相談時間

月～金曜日 9:00～17:00

(ただし、祝日・年末年始12/29～1/3は除く)

※WEBからのご相談は24時間毎日受付

委託元

埼玉県福祉部高齢者福祉課・障害者支援課

受託運営

株式会社ウィ・キャン





埼玉県

埼玉県内在宅医療機関・介護事業所の皆様へ

訪問医療等訪問時における安全対策

● 110番通報

1 緊急の時の対応

- ・危険を感じる場面は、**110番**へ通報
- ・相手から距離を取り、屋外に避難し落ち着いて通報

2 通報の具体例（危険を感じる場面）

- ▶暴力を受けた・受けそうだ、相手が暴れて手におえない
- ▶身に不安を感じるような暴言を申し向けられた
- ▶刃物等凶器になる物が無造作に放置してある



警察への相談は
110番ではなく
「#9110」へ

県警HP
メールフォーム



● 警察安全相談

- ・緊急性のないご相談、通報、情報提供、要望に対応
- ・**24時間受付**（土日祝日・夜間は当直対応）

1 相談先

①けいさつ総合相談センター

- ・電話 **#9110**（携帯電話からも利用可）
※ダイヤル回線及び一部のIP電話からは、
相談専用電話 **048-822-9110**

②警察署 警察安全相談室

電話 **各警察署代表電話**

- ・電話、面談どちらでも対応（来署の場合、予め警察署代表電話へ連絡）
※急がない場合、平日8時30分から17時15分

2 警察安全相談の具体例（相談・通報・情報提供）

- ▶暴れる利用者がいるがどう対応したらよいか
- ▶利用者からの暴力、ハラスメント、今後の対応について相談したい
- ▶先日利用者から暴力的な言葉で脅された、被害届を出したいなど

3 警察安全相談後の対応（不安の解消、犯罪の未然防止）

- ▶相談者に対する防犯指導・助言、相手に対する警告・注意
- ▶パトロール要望の受理、適切な機関の紹介
- ▶被害届の受理、事件化

4 訪問前の心構え

- ▶不安のある家庭への訪問は、複数で対応
- ▶不測の事態に備えた連絡方法を検討



● メンタルヘルス相談

○ 県立精神保健福祉センター

- ▶埼玉県こころの電話（平日9時～17時）電話：**048-723-1447**
- ▶精神保健福祉相談（平日9時～17時）電話：**048-723-6811**（来所相談予約）
※住所地を管轄する**保健所等**でも相談を受け付けています。

埼玉県警察・埼玉県